

岐阜県環境影響評価審査会 委員会B 議事録（概要版）

- 1 日 時：平成25年6月12日（水） 午前10時～午前11時30分
- 2 場 所：岐阜県庁 6南-2会議室
- 3 議 題：一般国道19号瑞浪恵那道路 環境影響評価準備書について
- 4 出席者：永瀬委員、岡田委員、奥村委員、中村委員、神谷委員、鹿野委員、高橋委員、浅野委員、村井委員、田中委員、清水委員、森委員
- 5 議 事：当該事業に係る環境影響評価の手続き状況について事務局より説明。
当該事業の概要及び環境影響評価準備書、見解書の概要についてアセス実施者より説明。
その後、質疑を実施。

< 質疑応答の内容 >

【委員長】

今の説明について御意見、御質問がありましたらお願いします。

これまでは低周波音、電波障害、土壌、廃棄物に関する意見がでていないようですが、それらについての意見はないでしょうか。

住民の方からの意見では、騒音についての意見が多かったようですが、これは供用後の走行でのことだと思うんですけど、事後調査についてはどのように考えていますか。

【アセス実施者】

騒音についての事後調査につきましては、予測を行った項目について、予測の不確実性の程度が大きいものについて環境保全措置を講ずる場合や、効果にかかる知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合などで、環境影響の程度が著しいものとなる恐れがあるときに、工事供用後に、状況を把握するために調査するものです。今回、供用後の自動車の走行にかかる環境保全措置としましては、遮音壁の設置を実施するという事で、これは科学的知見に基づくもので、予測の不確実性は小さいと考えています。また、今回採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されていますので、事後調査は実施しないこととしています。

【委員長】

騒音に関しては不確実性が小さい、確実な評価ができていくということですが、住民の方が不安感を持っているので、事後調査は行って、住民の方が評価に間違いはないと思うようにするという考えはないでしょうか。

【事業者】

法アセス上は、騒音の予測値については確立されている手法があるので、それに基づいて記載をしています。評価書に書けないかということについては、技術指針に従って基本的には全国同様にして書いています。実際は、事業の中で遮音壁を立てて、車が通るようになったら、事業者のほうで管理面での形で騒音の評価はすることになっています。あくまでアセス法手続きの中で、今回はその分については記載をしないと考えています。

【委員長】

アセス上はそうしているけど、実際は調査をするのと同じことで、データを取ることでありますが、データを住民に公開するという考え方はどうですか。

【事業者】

例えば、国道で地域住民の方が騒音がうるさいと思うと、普通住んでいる自治体へその旨をお伝えするのですが、事業者が測るのか、地元の自治体が測るのかは別にして、その結果をもって説明をするということがあります。

【委員】

一点目ですが、大気質の環境影響評価項目として、自動車の走行にかかる粉じん等は対象とされていません、アセスの対象にはなっていません、法律には何も規定はありませんと逃げていますが、実際には洗濯物に粉じんがついて黒くなったという現象が起きれば、今までそんなことなかったのに道路が通ることでそういう現象が起こったとなると心情的にはすごくつらいのではないのでしょうか。法にはないから、環境基準はクリアしているからと対応が「逃げ」みたいな書き方になっていて、心情を逆なでするような言い方、書き方なのですが、それが正しいやり方なのではないでしょうか。

もうひとつ、同じようなことですが、意見がありました。今まで田舎でのんびり暮らしていた所に道路が通ると、自分の家の南側に遮音壁ができて、今まで遠くが見えてきれいな山が見えて夕日が見えてという状況の中でずっと暮らしてきたのに、今度はそれができることにより何も見えなくなったという状況なのではないかと思われまます。今まで楽しんできた自然がぜんぜん楽しめなくなる、でも環境基準をクリアするために遮音壁をつくると言われたという意見です。作ることによって騒音はクリアするかもしれませんが、その方にとっては景観的にダメージを受けると思います。そこは仕方ないことなんでしょうか。その辺が先程と同じように心情的に大分納得いかない面があるのではないかと思います。その辺をどのように対処するのか、意見は持っているのでしょうか。

【アセス実施者】

表現的に不適切ではないかということですが、大気質について申しますと、供用後は瞬間的にはともかく、粉じんによって周辺に影響がでるということは考えにくいです。推測ではありますが、おそらく住民の方が言われる洗濯物が汚れたというのは、浮遊粒子状物質によるものではないかと考えます。それにつきましては供用後の予測調査をしています。

あと、騒音の基準だけクリアしていればいいのかということについてですが、確かに環境影響評価のやり方がルールに基づいてきちんとやることになっていますので、このような形になっています。見解の中にも触れていますが、透光性の遮音壁を設置するなど、具体的には、事業が進む段階で事業者から詳細に地元の方に説明してまいりますので、そういうかたちで配慮されると考えています。

【委員】

答えになっていないですね。

例えば、ガラス、プラスチックの透光性の遮音壁をつけたことによって、今まできれいに見えていた夕日や山を楽しんでいたお宅の人達がそれで満足できるかということ、満足できないんじゃないのでしょうか。もし自分のことだったらどうでしょう。やっぱり違うと思いますよね。そこを法的には何のしようもないのだけど、我慢しろと抑えるのか、例えば、移転地をどうですかと話を持っていける条件があるのか。仮に私がそこに住んでいたら、そこに長い間楽しんで住んでいたのが、道路ができることによってがらっと環境が変わってしまい、それに対してどのように対処するのか、自分では対処できないですよね。その辺の手当てはするつもりはあるのか、仮にそこのお宅から、今までの環境と違ってしまっって移転をしたいので、高台に移転したいので、移転費をくださいという話がでたときに対応できるのでしょうか。

【アセス実施者】

すみません。今の話ですと、環境影響評価という内容から外れると思いますが、事業者として現時点でのコメントは何かできますか。

【事業者】

個別の話になりますので、この場でこうすると言うことは難しいです。

【委員長】

ここは環境影響評価審査会なので、道路を作ることについて如何に環境の影響を少なくできるか、そういう対応をできるかということについて議論をしていきたいと思います。

【委員】

透光性の遮音壁ですが、アクリル板でできていると思います。最初はきれいなのですが、作ってからだいたい1～2年で光の影響ですりガラスみたいになってしまいます。最初はきれいに見えても、あるいは、少し悪くても遠くの山が見えるでしょうということであっても、そのうちほとんど見えなくなります。もし透光性にするなら数年でメンテナンスや入れ替えなどがあってもいいのではないかと思います。

【事業者】

透光性の遮音壁についてですが、いくつかの箇所を設置していますし、東海環状自動車道でも見られます。透光板も年々材質等の研究が進んでいますので、実際設置をするときはそういった観点を踏まえて設置していきたいと考えています。

【委員】

資料3の2ページに、化石産地の範囲について「文献等ご提示いただければ検討します。」とありますが、文献を提示しなかったら検討していただけないということでしょうか。

【アセス実施者】

客観的に何らかの確認できるものを教えていただきたいということです。

【委員】

提示しなければ検討しないということですね。

【アセス実施者】

「第1回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然図」を基に準備書を作成していますが。

【委員】

「第1回自然環境保全基礎調査」には私も関係していますが、あれだけは不十分です。予算が少なかったから現地調査をしないでまとめた部分も多いので、基礎調査だけでは不十分です。文献はそれだけですが、ぜひ検討してください。

瑞浪の化石は全国的なもので、非常に注目されています。化石マニアはすごく注目しています。

文献等は今回の工事現場にはありません。その理由は資料5の瑞浪市の意見にも記載がありますが、観察が比較的容易な箇所が記録されているだけだからです。掘ったところから化石がでるわけですが、そこには文献はありません。瑞浪市の博物館に学芸員の専門家がいるので相談する

といいです。

あと、資料5には、化石等が発見された場合には教育委員会に連絡をして現地への立入りをするようにと瑞浪市の意見がありますが、化石等の発見は専門家でないとわかりません。道路を掘るときにユンボで壊してしまいます。ところが化石マニアの人は、あそこは全国的な化石の産地なので、化石を狙って工事現場へ入ってきて先に化石をとっていきます。工事現場への立ち入りについて、資料3には、安全管理上の問題だから環境影響評価準備書では記載しません、安全管理に対し十分配慮し適切な措置を講じますとありますが、化石盗掘に対しての対策はどうされるのですか。化石盗掘する人は塀があってもきますし、ユンボが動く前にきます。具体的な例で言うと、東海環状道の土岐多治見区間では、特別天然記念物壺石の指定産地ですが、あのコースではそれを配慮しませんでした。あそこは壺石が大量に出るのですが、誰も保存しませんでした。大垣市赤坂の金生山ではある業者が工事を行っていますが、あそこは巻貝などの化石がたくさんです。業者が発破をかけると、化石マニアの人はそれを調べます。化石マニアを警戒して入れないようにしているのですが、マニアは深夜に侵入して化石をとっていきます。

そうした化石マニアの盗掘侵入に対してどのようにされるのですか。全国に誇れる化石が盗られてしまうので、それを防ぐための質問です。

【事業者】

我々としてはどのようにしたらよいのか、逆に教えていただきたいです。工事業者あるいは警察と相談したりするくらいしか浮かばないのですが、具体的なものがあれば教えていただきたいです。

【委員】

資料3の対応策についての記述が不足しているということはあったのですが、結論を言うと、工事が始まったらマニアより先に化石を見つける人を現場に入れるべきです。瑞浪市化石博物館という化石博物館として日本有数の博物館があります。その学芸員の方に瑞浪市の教育委員会をとおして依頼すればいいです。そしてその方をフリーパスにして事前に調査すればいいです。

中央高速道路の工事のときに化石がたくさんでたので、瑞浪化石博物館ができたという経緯があります。

【委員】

資料2と資料3はどのような扱いになるのですか。資料2では、低騒音舗装を用いて騒音に配慮すると記載があるのに対して、資料3では低騒音舗装は経年劣化があるため、それを用いて予測しないとされています。これらは矛盾しませんか。評価書ではどのように対処されるのでしょうか。

【アセス実施者】

低騒音舗装について、予測評価の対象とはしないですが、準備書P. 3-10記載のとおりこの事業における一般的な環境保全の方針としては、供用後の影響により考慮するという事です。

【委員】

住民に対しては低騒音舗装は効果があると説明し、準備書では効果が見込めないとは矛盾を感じます。整合をとるようにお願いします。

事後調査ですが、現在の国道19号では、年1回程度の騒音測定を実施していると思います。したがって、新しい道路が整備された後も、行政側の立場で監視をしていただきたい。そして、

その結果を事業者に報告してください。事業者ではなく行政という立場でしたら十分環境監視は可能かと思しますので、よろしくお願いします。

また、建設工事中ですが、名古屋市内の302号線と同様、通常の建設現場にあるような仮囲いの壁ではなく、供用後の透光性遮音壁を事前に設置して、騒音・粉じん・安全対策に活用するような住民配慮をしてほしいと思います。

最後に、他の委員から話がありましたが、住民に理解してもらえるような説明会を実施してもらいたいと思います。新しい道路ができることによって、経済性だけではなく、現在の交通量が多い国道19号とは違い、子供たちの安全性など、私には判断できませんが、多面的な視点から説明し理解してもらえるようにしてほしいと個人的に思います。

【委員】

河川の集水面積に対して土地の改変面積が約0.7%と小さいことから水の濁りは極めて小さいとのことですが、改変面積というのは工事の出来上がりの完成部分の面積を指しているのか、それとも、工事の途中で掘り起こされた所も考慮してある面積なのかを教えてください。

もう一つは、仮設沈砂池等の設置による濁水処理というのがありますが、ここでは十分に沈殿させてから河川へ排出されるのでしょうか。土岐川沿いを工事するので、排出されるまでの間、沈殿するのに十分な距離があるのでしょうか、沈殿されないまま排出されてしまうことがないのでしょうか、具体的にどこにそれをつくることを考えているのでしょうか。それと事後調査は実施しないということですが、工事中は調査しないということでもいいのでしょうか。

【アセス実施者】

改変面積ですが、道路部分にプラスして、切り盛りした分を影響範囲としています。

【委員】

掘削した表面積を考慮に入れたということですね。

【アセス実施者】

はい、そうです。あと、濁水については、一般的な話ですが、工事現場では濁水プラントという、濁り水を河川へ直接流さず適正な水質にして河川へ放流するものがあるのですが、それできちんと管理していくので、事後調査は実施しないということです。

【委員長】

沈砂池ではなく、濁水処理機があるということですか。

【事業者】

河川に水を流す場合に、濁水についても併せて河川管理者と協議を実施します。規模にもよりますが、例えば規模が小さい場合は、ポンプで汲み上げて鉄の箱の中に入れて沈殿させてから流すという段取りです。

【委員】

それでは事後調査はしないということですが、排水はプラントから排出する段階でチェックするというのでいいのでしょうか。

【事業者】

工事の段階で、水質汚濁防止法で濁水プラントが義務付けられている場合は、当然排水基準と

ということで数字を工事仕様書等に明記しますので、工事の段階で調査をして排出することになります。

【委員】

掘り起こした場合、土地の改変面積は出来上がりの部分に対してどれくらい大きくなりますか。

【事業者】

これから詳細設計をしていくので、今の段階で具体的には申し上げられませんが、基本的には用地内で事業を行います。

【委員】

漁協もありますので、できればそちらへの配慮をお願いします。

【委員】

鳥類のことですが、資料3の3ページに資料を別途提出するとあり、私には送付されたのですが、これは評価書の段階で公表されるのでしょうか。

【アセス実施者】

資料を別途提出したのは意見に対する回答であり、現時点では評価書に入れることは考えていません。

【委員】

本来は、鳥類のラインセンサス調査では、1 ha 平均のナンバーというのは普通の方法で、やや専門的な人はそういう見方をするので、できたら何らかのかたちで報告をしてもらいたいです。鳥類にとって密度というのは重要な項目で、例えば、改変する面積1 ha あたり5羽住んでいるとして、面積が10haだとすると影響はかなりあるというような見方をするわけです。昔は影響が少なくて抽象的な言葉で表現していましたが、今は数字をだすということになっています。したがって、密度もできたら公表してもらいたいです。

【アセス実施者】

分かりました。

評価書に記載する方向で検討したいと思います。

【委員長】

先程化石で有名な場所という話がありましたが、あの辺はフッ素などで、値が高い物質はないのでしょうか。建設発生土がでるとき、フッ素や他の有害物質の調査をしてそういう物質はないと評価されているのでしょうか。

【事業者】

地質のご質問だと思います。事業化される段階で例えば、大規模な切土の箇所や橋梁の下部を構築する箇所の土については地質のボーリング調査をかけます。それで、例えば、美濃帯であれば黄鉄鉱、違う地層であればヒ素といったものが併せて出ることがあります。地質の詳細がある程度わかってきたら対策のほうを事業化された後に考えるのですが、今の段階ではどのようなのができるかわからないので、記載をしていないということです。

【委員長】

環境影響評価というよりは、工事の手法の一つとして対応していくということでしょうか。ただ、建設発生土という意味で現地視察の時も質問したと思うのですが、切土、盛土で若干廃棄物がでるということだったのでしょうか。

【事業者】

残土の関係ということでしょうか。基本的には他の公共団体も含めて使える土であれば、他工事に流用することを考えています。

【委員長】

ほとんど発生しないのでしょうか。

【事業者】

全体的には切土が多いのですが、事業を進める中で、切り盛りのバランスを取りながら、他の公共団体が土をほしいということであれば、土をだすこともあり、そうやってバランスをとっていきます。

【委員長】

そういうときに切土に有害金属等が含まれていますと計画が狂ってしまう可能性もありますが。

【事業者】

そこはボーリング調査などで実際にあったときに対応していかなければならないと思います。

【委員長】

環境影響評価とは別に行うということですね。

【事業者】

そうです。

【委員】

今、岐阜県では新しい植物のレッドデータブックを作っています。もうしばらくすると新しいレッドデータブックが出ると思います。それには今までのレッドデータブックに載せられている種が削られたり、あるいはなかったものが追加されたりし、ある程度変わります。これについて、新たにレッドデータブックに載せられたものについて、改めて調査するようには言いませんが、新たなレッドデータブックが出た時は追加されたものについて見直しをしていただきたいと思います。調査が難しければ、事業にかかったときに、そこに生育を確認したら対処をするということで、工事に配慮をしていただきたいと思います。

【事業者】

環境影響評価の手続きの中で、今後の新しいレッドデータに対する評価は対応できませんが、その後、事業化し、工事が始まる前、植物に影響が出る前には調査をする方向で考えています。

【委員】

昆虫についてですが、特に影響が心配されるのはギフチョウだと思います。重ねてお願いです

が、武並地区はギフチョウの産地として昔からよく知られています。土地が改変され、交通の影響もあり、ギフチョウの生息域が縮小することは間違いないと思います。準備書のページ 8-8-90 では食草のカンアオイ属を移植するとあり、これはその通りであると思ひ安心していますが、先に言いましたように、ギフチョウのメッカとまでは言いませんが、東濃地方で重要な所で注目されていますので、道路ができたことによりギフチョウが減ったと言われないように、武並地区を中心にこれに重点を置き、移植される場合にはできる限りの努力をしてもらいたいです。

【委員長】

現地視察の時に大きく蛇行する川をまっすぐに改修し、大きく変えてしまうという説明がありました。この部分に対する影響評価はあるのでしょうか。

【事業者】

418号付近の土岐川の付け替えをするところだと思います。ここはアカザ、アジメドジョウ、メダカがいて、保全上の措置は検討して、繁殖期は避けること、生育環境に配慮した河道、施工方法を専門家に相談しながら検討しているところで、今後も引き続き検討していきたいと思っています。

【委員長】

特にその区間に関しては調査をして専門家の意見を聞きながら行っていくということですね。

【委員】

資料4の2ページの中程あたりに、サシバの保護対策として法面の植栽をするということが書かれています。植栽をしてもサシバの保護対策にはならないという点と、このあたりは鹿の個体数が増えている地域で、鹿の交通事故の起きる可能性もあります。斜面に防護柵を作っても斜面から飛び超えてくることも十分に考えられます。平地から飛び越えるのと、斜面から飛び越えるのは大分違いがありますので、そのあたりは十分に注意をしていただきたいです。法面をつくと鹿がそこに誘引されてきますので。

【委員長】

意見も出尽くしたようですので、質疑を終了したいと思います。